

建設工事等の随意契約の運用基準について

施行 平成19年1月10日

(競争の原則)

この通達は、令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までにおいて随意契約によることができる対象となる可能性のある主な建設工事等を例示したものであり、この運用基準に示したものに限定する趣旨又はこの運用基準に示したものに該当する建設工事等が直ちに随意契約に付すべきとする趣旨ではない。なお、令第167条の2第1項第1号及び規則第187条についても同様とする。

したがって、町が発注する建設工事等に係る契約方式については、契約の性質及び目的等に応じあくまでも競争入札による方式を原則とし、この通達に定めるところによる随意契約による場合も含め、公正及び透明性を確保し厳正な執行に努めることとする。

(令第167条の2第1項の運用例)

1. 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合(第2号)

(1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする建設工事等で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合。

特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

文化財その他極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

実験、研究等の目的に供する極めて特殊な建築物であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

ガス事業法等法令に基づき施工者が特定される工事

(2) 施行上の経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合。

本施工に先立ち行われる知識的な施工(以下「試験施工」という。)の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事

既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事

2. 緊急の必要により競争入札に付することができない場合(第5号)

(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がない場合

堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事

電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

3. 競争入札に付すことが不利と認められる場合（第6号）

- (1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。

当初予期しなかった事情の変化等により必要となった追加工事
本体工事と密接に関連する付帯的な工事

- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合。

前工事と後工事が一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

- (3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該工事中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合。

鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

4. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合（第7条）

- (1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合。

- (2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合。